

○国土交通省告示第千二百九十四号

特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関する告示を次のように定める。

国土交通大臣 齋藤 鉄夫

特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関する告示

(目的)

第一条 この告示は、国土交通大臣の認定を受けて特定小型原動機付自転車の道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）への適合性及び品質管理に係る体制の確認（以下「性能等確認」という。）を実施しようとする者（以下「性能等確認実施機関」という。）による特定小型原動機付自転車に係る性能等確認並びに当該確認がされた旨の特定小型原動機付自転車への表示の適正な実施に關し必要な事項を定めることにより、運行の用に供される特定小型原動機付自転車の保安基準適合性を確保するとともに、特定小型原動機付自転車が安全に利用される環境の整備を促進することを目的とする。

第二条 この告示における用語の定義は、保安基準第一条に定めるところによる。

(性能等確認実施機関の認定)

第三条 性能等確認を実施しようとする者は、次に掲げる事項を定めた性能等確認の実施に關する規程（以下「性能等確認実施規程」という。）を策定し、国土交通大臣の認定を受けることができる。

1 性能等確認の実施方法

2 性能等確認の用に供する設備、機器又は装置

3 性能等確認の実施体制

4 その他の性能等確認を適切に実施するために必要な事項

国土交通大臣は、前項の認定（以下単に「認定」という。）の申請があつた場合において、その申請者が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 特定小型原動機付自転車について、性能等確認実施規程に基づき次に掲げる事項を適切に確認できる能力を有すること。

イ 保安基準に適合するものであること。

ロ 均一性を有するものであること。

ハ 設計又は製作の過程に起因する不具合が生じた場合において、特定小型原動機付自転車の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される特定小型原動機付自転車を製作することを業とする者から当該特定小型原動機付自転車を購入する契約を締結している者であつて当該特定小型原動機付自転車を輸入することを業とするもの（以下「製作者等」という。）により必要な改善措置が講じられるものであること。

二 前号イに掲げる事項を確認するために必要な設備、機器又は装置を有すること。

三 國土交通大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、当該性能等確認実施機関に係る情報を公表するものとする。

4 認定の有効期間は、五年とする。

5 性能等確認実施機関は、性能等確認実施規程の変更（軽微な変更（当該変更が性能等確認の結果に影響を及ぼさないことが明白なもの）を除く。）をしようとするときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ、認定を受けなければならない。

6 性能等確認実施機関は、性能等確認実施規程の変更（軽微な変更に限る。）をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

7 性能等確認実施機関は、性能等確認に係る業務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

8 第二項から第四項までの規定は、第五項の認定について準用する。

(性能等確認実施要領の届出)

第四条 性能等確認実施機関は、次に掲げる事項を定めた性能等確認の実施手続等に關する要領（以下「性能等確認実施要領」という。）を策定し、性能等確認を実施する前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

1 性能等確認の申請に關する事項

2 性能等確認の実施に關する事項

3 性能等確認の結果の通知に關する事項

4 性能等確認の結果の活用に關する事項

5 その他の性能等確認を実施するため必要な事項

(性能等確認の実施)

第五条 性能等確認は、製作者等の申請により行う。

第六条 国土交通大臣は、前条第三項の規定により第三条第二項第一号イからハまでに掲げる事項に適合する旨の通知（以下「適合通知」という。）を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る情報を公表するものとする。

2 適合通知を受けた製作者等は、当該適合通知に係る型式の特定小型原動機付自転車には、特別な表示（次項において単に「表示」という。）を付するものとする。

3 表示は、シールとし、特定小型原動機付自転車がその型式について適合通知を受けたことを示す用途にのみ用いるものとする。

4 性能等確認実施機関は、適合通知を受けた製作者等に対し、少なくとも事業年度ごとに、第二項に係る事項の報告を求めるものとする。

第七条 国土交通大臣は、性能等確認及び当該確認に係る結果の活用の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、性能等確認実施機関に対し、必要な報告を求めることができる。（認定の取消し等）

第八条 国土交通大臣は、性能等確認実施機関がこの告示の規定に違反していると認めるときは、当該性能等確認実施機関に対し、性能等確認の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、性能等確認実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一 この告示の規定又は前項の規定による命令に違反したとき。

二 前号の規定による報告を認められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 不正の手段により認定を受けたとき。

4 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、性能等確認に係る結果の公表を取りやめることができる。

一 当該確認に係る型式の特定小型原動機付自転車が第三条第二項第一号イからハまでに掲げる事項に適合しないと認めるとき。

二 製作者等が不正の手段により適合通知を受けたとき。

三 第二項の規定により認定を取り消した場合において、必要と認めるとき。

この告示は、公布の日から施行する。